

町田市立室内プール（温浴施設を含む）  
の管理に関する基本協定書  
（案）

2027年〇月



## 目 次

第1章 総 則.....	1
第1条 (趣旨) .....	1
第2条 (信義誠実の原則) .....	1
第3条 (用語の定義) .....	1
第4条 (管理物件) .....	1
第5条 (協定期間) .....	1
第6条 (法令の遵守) .....	1
第2章 本業務の範囲と実施条件.....	2
第7条 (本業務の範囲) .....	2
第8条 (業務実施条件) .....	2
第9条 (業務範囲及び業務実施条件の変更) .....	2
第3章 本業務の実施.....	2
第10条 (本業務の実施) .....	2
第11条 (第三者による実施) .....	2
第12条 (管理施設の改修等) .....	3
第13条 (自家用電気工作物) .....	3
第14条 (緊急時の対応) .....	3
第15条 (情報管理) .....	3
第16条 (情報公開) .....	4
第17条 (地域貢献) .....	4
第4章 備品等の取扱い.....	4
第18条 (備品等の分類及び甲による貸与) .....	4
第19条 (備品等の帰属) .....	4
第5章 事業計画書及び報告書.....	5
第20条 (事業計画書) .....	5
第21条 (利用者アンケート調査) .....	5
第22条 (会計・経理モニタリング及び労働条件モニタリングの実施) .....	5
第23条 (事業報告書) .....	5
第24条 (甲による業務実施状況の確認) .....	6
第25条 (管理運営状況評価の実施) .....	6
第26条 (甲による業務の改善指示) .....	6
第27条 (本部の財務状況の確認) .....	6
第6章 指定管理料及び利用料金.....	6
第28条 (指定管理料の支払い) .....	6
第29条 (指定管理料の変更) .....	6

第30条	(利用料金収入の取扱い)	7
第31条	(利用料金の決定)	7
第32条	(電話料金)	7
第7章 損害賠償及び不可抗力.....7		
第33条	(損害賠償等)	7
第34条	(第三者への賠償)	7
第35条	(保険の付保)	7
第36条	(不可抗力発生時の対応)	8
第37条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)	8
第38条	(不可抗力による一部の業務実施の免除)	8
第8章 指定期間の満了.....8		
第39条	(業務の引継ぎ等)	8
第40条	(原状回復義務)	9
第41条	(備品、文書及び個人情報等の取扱い)	9
第9章 指定管理期間満了以前の指定の取消し.....9		
第42条	(甲による指定の取消し)	9
第43条	(乙による指定の取消しの申出)	10
第44条	(不可抗力による指定の取消し)	10
第45条	(指定期間終了時の取扱い)	11
第10章 暴力団等の排除.....11		
第46条	(反社会的勢力等の排除)	11
第47条	(暴力団等からの不当介入への対応)	11
第11章 環境対策.....11		
第48条	(環境法令対策等)	11
第49条	(使用量の削減)	11
第50条	(電力の調達)	12
第51条	(関係法令の遵守)	12
第52条	(フロンの適正管理)	12
第53条	(環境負荷の低減への配慮)	12
第12章 その他.....12		
第54条	(権利及び義務の譲渡の禁止)	12
第55条	(自主事業)	12
第56条	(本業務の実施にかかる指定管理者の口座)	12
第57条	(リスクの分担)	13
第58条	(請求、通知等の様式)	13
第59条	(協定の変更)	13
第60条	(解釈)	13

第61条	(疑義についての協議)	13
第62条	(裁判管轄)	13
別紙 1		15
別紙 2		16
別紙 3		17
別紙 4		20
別紙 5		21

# 町田市立室内プール（温浴施設を含む） の管理に関する基本協定書

町田市（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、次のとおり、町田市立室内プール（温浴施設を含む）（以下、「本施設」という。）の管理にかかる基本協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

## 第1章 総 則

（趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理運営を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 乙は、本施設が、市民や団体等が利用する、公共性の高い施設であることを十分に理解し、指定管理者が行う管理業務（以下、「本業務」という。）の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

3 甲は、本業務が、民間事業者である、指定管理者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、互いに協力し、信義を重んじ、対等な関係に立って、本協定を誠実に履行しなければならないものとする。

（用語の定義）

第3条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第4条 本業務の対象となる物件（以下、「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなるものとし、管理施設の内容は、業務仕様書のとおりとする。なお、管理物品については、別途、年度協定にて、定めるものとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って、管理物件を管理しなければならないものとする。

（協定期間）

第5条 町田市スポーツ施設条例（平成17年6月町田市条例第34号。以下、「条例」という。）の第6条第3項の規定により、指定する期間（以下、「指定期間」という。）は、2027年4月1日から2032年3月31日とする。

2 本業務にかかる会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（法令の遵守）

第6条 乙は、本業務の実施にあたり、日本国の関係法令を遵守しなければならない。

## 第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第7条 本業務の範囲は、条例第5条に規定する業務とする。

- 2 前項に掲げる業務の細目は、町田市立室内プール（温浴施設を含む）業務仕様書（以下、「業務仕様書」という。）に定めるとおりとする。
- 3 乙は、公職選挙法に基づく選挙及び防災時の対応により、業務に制約が生じ得る可能性があること、ならびに、甲が行う事業及び甲が協定する事業に配慮する必要があることを確認する。

(業務実施条件)

第8条 乙が、本業務を実施するにあたり、満たさなければならない条件は、業務仕様書に示すとおりとする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第9条 甲または乙は、必要と認める場合、相手方に対する通知をもって、第7条で定めた本業務の範囲及び第8条で定めた業務実施条件の変更を求めることができるものとする。

- 2 甲または乙は、前項の通知を受けた場合、協議に応じなければならないものとする。
- 3 業務の範囲または業務の実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において、決定するものとする。

## 第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第10条 乙は、本協定、年度協定、条例及び関係法令等の他、業務仕様書及び事業計画書に従い、本業務を実施するものとする。

- 2 本協定、年度協定書、業務仕様書及び事業計画書の間、矛盾または齟齬がある場合は、本協定、業務仕様書、事業計画書の順に、その解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書にて、業務仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準を適用するものとする。

(第三者による実施)

第11条 乙は、本業務の全部、または主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならないものとする。ただし、業務の一部について、あらかじめ甲が認めた場合はこの限りではない。

- 2 乙は、本業務の一部を第三者に請け負わせようとする場合、事前に甲に通知し、承認を得なければならないものとする。
- 3 前項に基づき、乙が第三者に本業務の一部を請け負わせる場合は、すべて、乙の責任及び費用によるものとし、本業務に関して、乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由によ

り、生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により、生じた損害及び増加費用とみなし、乙の負担とするものとする。

(管理施設の改修等)

第12条 管理施設の計画的改修、改造、増築、移設等については、甲が自己の責任と費用をもって、実施するものとする。

- 2 管理施設の日常的な修繕について、1件につき、40万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものは、乙が、自己の責任と費用をもって、実施するものとする。
- 3 乙は、施設または設備に破損・損壊等があり、管理運営上、直ちに、1件40万円以上の修繕を行う必要があると判断した場合は、速やかに、見積書等を添付したうえで、甲に報告するものとする。

(自家用電気工作物)

第13条 乙は、電気事業法（昭和39年7月法律第170号）第43条に定める、電気主任技術者を選任したうえで、必要な届出を行うこと。なお、選任された者は、本施設における自家用電気工作物の維持管理の主体となり、電気事業法第39条第1項の義務を果たすものとする。

- 2 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、乙の選任する、電気主任技術者の意見を尊重するものとする。
- 3 甲による、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、乙の選任する、電気主任技術者が、その保安のために行う指示等に従うものとする。
- 4 乙の選任する、電気主任技術者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する、保安の監督の職務を誠実に履行するものとする。

(緊急時の対応)

第14条 乙は、あらかじめ災害、事件、事故、急病等の緊急時対応マニュアルを作成するなど、緊急事態に備えなければならない。

- 2 乙は、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。
- 3 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第15条 乙及び本業務の一部に従事する者は、本業務の実施により、知り得た秘密及び一般に公開されていない事項等を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはならない。なお、指定期間が満了し、若しくは指定を取消された後も同様とするものとする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）の規定に基づき、本業務の実施に関して、知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止、その他の個人情報の適正な管理のために、必要な措置を講じなければならないものとする。

(情報公開)

第16条 乙は、業務を行うにあたっては、町田市情報公開条例の規定に準拠し、情報公開を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域貢献)

第17条 乙は、指定期間の満了に伴って指定管理者が変更になる場合、従前の指定管理者に雇用されていたものの雇用に配慮するものとする。

2 乙は、市内産業の活性化及び市民雇用の拡大に努めるものとする。

3 乙は、障がい者雇用の拡大に努めるものとする。

4 乙は、市内の障がい者就労支援施設等が供給する物品及び役務の調達に努めるものとする。

## 第4章 備品等の取扱い

(備品等の分類及び甲による貸与)

第18条 本施設における備品等の管理物品（以下、「備品」という。）は、次に定めるとおりとし、甲及び乙は、備品一覧表を作成する等により、保管の状況を明らかにしなければならないものとする。

ア 備品Ⅰ種

甲が所有する、年度協定書に示す備品で、無償にて乙に貸与するもの。

イ 備品Ⅱ種

指定管理者が、本業務実施の様に供するために自己の費用で購入又は調達したもの。

ウ 消耗品

備品Ⅰ種及び備品Ⅱ種以外のもの。

2 乙は、指定期間中、備品を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品Ⅰ種が経年劣化等により、本業務の用に供することができなくなった場合、乙は、甲との協議により、必要に応じて、当該備品を購入または調達するものとする。

4 乙は、故意または過失により、備品Ⅰ種を滅失及びき損等した場合、甲と協議を行ったうえで、必要に応じて、自己の費用で、同品または当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならないものとする。

(備品等の帰属)

第19条 乙が備品を本業務会計で購入又は調達する場合は、あらかじめ甲に協議し、原則として、購入後速やかに市に帰属させるもの（備品Ⅰ種）とする。ただし、リースによる調達は備品Ⅱ種として取り扱うものとする。

2 乙は、備品Ⅰ種を本業務実施の用のみに供するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は本施設での利用以外の目的で貸与してはならない。

3 乙は、自己の費用で購入又は調達した備品Ⅱ種を本業務実施の用に供するときは、あらかじめ甲に協議し、甲に帰属する備品とは別に管理することとする。なお、当該備品を甲に帰属することを妨げない。

- 4 消耗品は、原則として、乙に帰属するが、甲と乙の協議により、決定するものとする。

## 第5章 事業計画書及び報告書

### (事業計画書)

第20条 乙は、毎年度、甲が指定する期日までに、事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならないものとする。

- 2 乙は、事業計画書を変更する場合、事前に甲と協議を行い、承認を得なければならないものとする。

### (利用者アンケート調査)

第21条 乙は、利用者の意見を聴取するため、甲が別に定める「指定管理者 アンケート調査の手引き」に基づき、利用者アンケート調査を実施するとともに、その結果を甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項の調査結果に基づき、管理施設のサービスの質の向上と業務改善に努めなければならない。なお、甲は利用者アンケート調査結果を公表するものとする。

### (会計・経理モニタリング及び労働条件モニタリングの実施)

第22条 甲は、乙が行う管理業務や経理の状況等について、甲が別に定める「会計経理モニタリング実施時の留意点」及び「労働条件モニタリング実施時の留意点」に基づき、適切にモニタリングを実施する。

### (事業報告書)

第23条 乙は、毎月、上半期及び年度の終了後、甲が指定する期日までに、次の各項に示す事項を記載した、事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理の実施状況に関する事項
  - (2) 利用状況に関する事項
  - (3) 管理に要した費用に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
- 2 前項各号に掲げる事項の細目は、別紙3のとおりとする。
  - 3 甲が第42条から第44条に基づき、年度途中において、乙に対する指定管理者の指定を取消した場合、乙は、指定が取消された日から30日以内に、年度の開始日から取消日までの事業報告書を提出しなければならないものとする。
  - 4 甲は、必要があると認める場合、事業報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対し、書面または口頭による説明を求めることができるものとする。

### (甲による業務実施状況の確認)

第24条 甲は、前条により、乙が提出した事業報告書に基づき、乙の業務の実施状況及び施

設の管理状況等の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項における確認のほか、乙による、業務の実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件に立入ることを可能とし、また、甲は、乙に対して、本業務の実施状況や本業務にかかる収支状況等について、適宜、説明を求めることができるものとする。
- 3 乙は、甲から、前項の申出を受けた場合、合理的な理由がある場合を除き、その申出に応じなければならないものとする。

(管理運営状況評価の実施)

第25条 毎年度終了後、甲は第21条の利用者アンケート調査及び第22条に規定するモニタリングの結果と、第23条の事業報告書及び第24条に規定する事業実施状況の確認に基づき、「公の施設の指定管理者管理運営状況評価表」を用いて、乙の管理運営状況評価を実施する。なお、甲はこの評価結果を公表するものとする。

(甲による業務の改善指示)

- 第26条 前条による、確認の結果、業務の実施が、甲の示した業務仕様書の条件等を満たしていない場合、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、業務の改善を勧告するものとする。
- 2 乙は、前項に定める改善の指示を受けた場合、速やかに、それに応じなければならないものとする。

(本部の財務状況の確認)

第27条 乙は、本業務を安定して行う経営基盤を有していることを明らかにするため、第23条に規定する事業報告書の提出と合わせて、次に掲げる書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 団体本部の決算書（貸借対照表、損益計算書等）
- (2) その他甲が必要と認める書類

## 第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

- 第28条 甲は、本業務を実施する対価として、乙に対し、指定管理料を支払うものとする。甲が、乙に対して支払う、指定管理料の詳細については、別途、年度協定に定めるものとする。
- 2 乙は、年度協定に基づき、4半期毎に、甲に対して、当該期間の指定管理料の支払いにかかる請求書を送付するものとし、甲は、当該請求書を受領してから30日以内に、乙に対して、指定管理料を支払うものとする。

(指定管理料の変更)

第29条 甲または乙は、指定期間中に不測の事態が生じ、当初の指定管理料が不適当となった場合、相手方に対する通知をもって、指定管理料の変更を申出ることができるものとする。

る。

- 2 甲または乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならないものとする。
- 3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により、決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第30条 条例第16条第6項に基づき、本施設にかかる利用料金は、乙の収入とする。なお、本施設以外の他施設で購入した利用券も使用できる、相互利用を原則とし、精算方法等の詳細は、甲及び他施設の指定管理者との協議・調整により、決定するものとする。

- 2 乙は、收受した利用料金について、必要な帳簿等を作成し、適正に管理するものとする。

(利用料金の決定)

第31条 利用料金は、条例第16条第2項に基づき、条例に規定する範囲内において、乙が定めるものとし、その決定及び改定にあつては、事前に、甲と協議を行い、承認を得るものとする。

(電話料金)

第32条 乙は、指定期間の開始月分から指定期間の終了月分までの電話料金を支払うものとする。

## 第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第33条 乙は、故意または過失により、管理物件を滅失及びき損した場合は、生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が、特別の事情があると認めた場合、甲は、その全部または一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第34条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により、第三者に損害が生じた場合、乙は、その損害を賠償しなければならないものとする。ただし、その損害が、甲の責めに帰すべき事由または甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、発生した損害を第三者に対して賠償した場合、乙に対し、賠償した金額及びその他賠償にかかる費用を求償することができるものとする。

(保険の付保)

第35条 乙は、本施設の指定期間中、自らまたは乙の協力法人、受託者、下請人等の関係者を介して、別紙4に定める保険に加入し、または加入させ、その保険料を負担し、または負担させるものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第36条 不可抗力が発生した場合、乙は、その影響を早期に除去すべく、対応措置をとり、また、発生した損害・損失及び増加費用を最小限にとどめるよう、努力しなければならないものとする。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第37条 不可抗力の発生に起因して、乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細について、甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受取った場合、損害等の状況を確認したうえで、乙と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して、乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用は、合理性の認められる範囲で、甲が負担する。なお、乙が加入した保険により、補填された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して、甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用は、甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第38条 前条第2項に定める、協議の結果、不可抗力の発生により、本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は、その影響の範囲において、本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により、業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙と協議のうえ、乙が当該業務を実施できなかったことにより、免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。
- 3 前項の規定に基づき、甲は、乙に支払った指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。

## 第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第39条 乙は、本協定の終了に際し、甲または甲が指定するものに対して、本業務の引継ぎ等を行わなければならないものとする。

- 2 指定管理者が変更となった場合、甲及び乙ならびに甲が指定するものの3者で引継業務にかかる、「引継協定」を締結するものとする。
- 3 甲は、必要と認める場合、本協定の終了に先立ち、乙に対して、甲または甲が指定するものによる、管理施設の視察及び本業務にかかる調査を申出ることができるものとする。
- 4 乙は、甲から前項の申出を受けた場合、合理的な理由のある場合を除き、その申出に応じなければならないものとする。

(原状回復義務)

第40条 乙は、本協定の終了日まで、指定開始日を基準として、管理物件を原状に回復し、明け渡さなければならない。ただし、通常の損耗及び経年劣化によるものは、除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合、乙は、管理物件の原状回復を行わず、別途、甲が定める状態で、管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品、文書及び個人情報等の取扱い)

第41条 本協定の終了に伴う、第18条に規定する備品の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 乙は、備品Ⅰ種を甲または甲が指定するものに対して、引継がなければならないものとする。

(2) 乙は、備品Ⅱ種の帰属を甲との協議により決定し、甲に帰属するものは、甲または甲が指定するものに対して、引継ぐものとする。

(3) 乙は、原則として、備品Ⅱ種のうち、乙の帰属となるもの及び消耗品を自己の責任と費用で撤去及び撤収する。ただし、甲との協議において、甲に帰属することが決定したものは、甲または甲が指定するものに対して、引継ぐものとする。

2 乙は、本業務の実施に必要な文書等について、甲が指定するものに対して、引継がなければならないものとする。

3 乙は、乙が保有する個人情報を、甲又は甲が指定するものに引き継ぐ際には、漏えいのないように確実に引き継がなければならない。また、保有する必要のなくなった個人情報は、適切な手段で速やかに廃棄することとし、乙が独自のシステム等を利用していた場合には、引継ぎや廃棄を確実に行うものとする。

## 第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第42条 甲は、条例第8条に基づき、乙が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合、その指定を取消し、または、期間を定めて、本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 本業務または経理状況にかかる報告をしないとき。

(2) 本業務または経理状況にかかる甲の指示に従わないとき。

(3) 条例第6条第3項に示す基準を満たさなくなったとき。

(4) 乙が倒産し、または財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められるとき。

(5) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する「暴力団」に該当し、又は、町田市契約における暴力団等排除措置要綱に規定する入札参加資格停止措置要件に該当することが判明したとき。

(6) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

(7) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき。

(8) その他甲が乙による管理を継続することが適当でないとき。

(9) 前号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により、本業務を継続させることが適当でないとき。

- 2 甲は、前項に基づき、指定の取消しを行う場合、事前に、その旨を乙に通知したうえで、次の事項について、乙と協議を行わなければならないものとする。
  - (1) 取消しの理由
  - (2) 取消しの要否
  - (3) 乙による改善策の提示と猶予期間の設定
  - (4) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により、指定を取消し、または、期間を定めて、本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、乙に損害・損失や増加費用が生じて、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。
- 4 第1項の規定により、指定を取消し、または、期間を定めて、本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、甲に損害を及ぼしたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 5 第1項の規定により、年度途中において、指定を取消し、または、期間を定めて、本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、乙が既に受領している当該年度の指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。

(乙による指定の取消しの申出)

第43条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき（一方的な仕様変更又は指定管理料の減額等、甲より不合理な要求が提示された場合を含む。）
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき
- (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望するとき

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第44条 甲または乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合、相手方に対して、指定取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は、指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の取消しによって、乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で、甲が負担する。なお、その詳細は、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第45条 第39条から第41条までの規定は、第42条から第44条の規定により、本協定が終了した場合に、これを準用するものとする。ただし、甲乙が合意した場合は、その限りではない。

## 第10章 暴力団等の排除

(反社会的勢力等の排除)

第46条 乙は公の施設の管理運営にあたり、暴力団、暴力団員等を始めとする反社会的勢力を排除するために、以下の事項を遵守しなければならない。

- 2 乙は、甲が町田市契約における暴力団等排除措置要綱に基づき、甲の契約から排除する措置（入札参加資格停止措置）を行った業者を公の施設の管理運営に関する契約の相手方としてはならない。
- 3 乙が公の施設の管理運営に関する契約を締結する時には、契約の相手方が甲から入札参加停止措置を受けた場合、当該契約を解除又は解約できる旨を契約条項に規定しなければならない。
- 4 乙は、公の施設の管理運営に関して不当要求行為等を受けた時は、速やかに甲に報告するとともに、警察に届けなければならない。

(暴力団等からの不当介入への対応)

第47条 乙は、本業務の実施にあたり、町田市暴力団排除条例（平成25年3月町田市条例第5号）第2条第1号に規定する、暴力団（以下、「暴力団」という。）、同条第2号に規定する、暴力団員、または同条第3号に規定する、暴力団関係者（以下、「暴力団員等」という。）、または、暴力団及び暴力団員等ならびに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者（以下、「暴力団密接関係者」という。）から、妨害または不当な要求を受けた場合、速やかに、甲へ報告するとともに、警察に届出なければならないものとする。

- 2 乙は、前2項の規定による、報告及び届出の内容等に関して、警察の捜査ならびに甲の調査に、全面的に協力しなければならないものとする。

## 第11章 環境対策

(環境法令対策等)

第48条 乙は、甲の環境マネジメントシステムに基づき、環境配慮行動計画に定める、配慮項目に留意し、市と連携のうえ、環境負荷低減に向けた取組を推進するものとする。

(使用量の削減)

第49条 乙は、電気、ガス、水道等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制しつつ、リサイクルの推進ならびに適正な処理を図るものとする。

(電力の調達)

第50条 乙は、電力を調達する際には、再生可能エネルギー由来の電力（以下、「再エネ電力」という。）を調達するものとする。ただし、再エネ電力の調達が難しい場合は、電力を供給する電気事業者の契約時におけるCO<sub>2</sub>排出係数の直近公表値が代替値未満とする。CO

2 排出係数は、環境大臣及び経済産業大臣が公表した電気事業者別排出係数によるものを行い、調整後排出係数とする。

(関係法令の遵守)

第51条 乙は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年6月法律第49号）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月法律第117号）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年12月東京都条例第215号）を遵守するとともに、町田市環境基本条例（平成12年12月町田市条例第68号）の趣旨を理解し、環境の保全及び環境への配慮に努めなければならない。また、各法令に基づき、必要な書類を、甲の指定する期日までに提出しなければならないものとする。

(フロンの適正管理)

第52条 乙は、フロン排出抑制法に基づき、管理施設の設備にかかる適正な管理及び保守点検業務を行わなければならないものとする。

(環境負荷の低減への配慮)

第53条 乙は、本業務に関する物品について、町田市グリーン購入ガイドラインの対象品目にあっては、同ガイドラインの規定に沿った物品を購入し、また、対象品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至る、各物品のライフサイクル全体を考慮し、より環境負荷の低減に配慮した物品を購入するよう、努めなければならないものとする。

## 第12章 その他

(権利及び義務の譲渡の禁止)

第54条 乙は、本協定により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとする。ただし、事前に、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(自主事業)

第55条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合、甲に対して、業務計画書を提出し、事前に、甲の承認を得なければならないものとする。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するにあたり、別途、実施条件等を定めることができるものとする。

(本業務の実施にかかる指定管理者の口座)

第56条 乙は、本業務の実施にかかる支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務専用の銀行口座を開設し、運用を図るものとする。

(リスクの分担)

第57条 本指定管理に関するリスクの分担については、本協定又は募集要項に別途記載があるものを除き、別紙5に示すリスク分担表のとおりとする。

2 前項の責任分担のうち、施設等の損傷が第三者の責めに帰すべきものであり、当該第三者が特定できる場合、乙は当該第三者に対して当該損害の賠償を求めるものとする。第三者が特定できない場合及び第三者が損害の賠償等に応じない場合は、甲と乙の協議の上、対応を決定する。

(請求、通知等の様式)

第58条 本協定に関する、甲乙間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により、行わなければならないものとする。

(協定の変更)

第59条 本業務の前提条件や主要内容に変動が生じた場合、また、特別な事情が生じた場合等は、甲と乙の協議のうえ、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第60条 甲が、本協定の規定に基づき、書類の受領、通知若しくは立会いを行い、または説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき、業務の全部または一部の責任を負担するものと解釈してはならないものとする。

(疑義についての協議)

第61条 本協定の各条項等の解釈に疑義を生じた場合、または、本協定に特別の定めのない事項を確認した場合は、甲と乙の協議のうえ、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第62条 本協定に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙が、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2027年 月 日

甲

所在地 東京都町田市森野二丁目2番22号

名称 町田市

代表者 町田市長 稲垣 康治 印

乙

所在地 ○○○○

名称 ○○○○

代表者 ○○○○

代表取締役 ○○○○ 印

## 別紙1

### 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、議会の議決を経た、指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「業務仕様書」とは、施設の管理運営の基本方針や管理基準等を示した書類である、「町田市立室内プール（温浴施設棟を含む）業務仕様書」のことをいう。
- (3) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う、本業務の実施に関する対価のことをいう。  
※業務仕様書の「指定管理者への指定管理料の支払い等」を参照
- (4) 「事業計画書」とは、指定管理者選定時に、乙が提案した本業務にかかる事業計画書及び指定管理業務の開始前に、乙が甲に提出した、本業務にかかる事業計画書のことをいう。
- (5) 「自主事業」とは、本施設を有効活用するため、指定管理者が独自の創意工夫により、企画、立案及び実施する事業のことをいう。
- (6) 「年度協定」とは、本協定に基づき、指定期間中に、甲と乙が年度ごとに締結する協定のことをいう。
- (7) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力には、含まないものとする。
- (8) 「法令」とは、すべての法律、条例及び正規の手続きを経て公布された、行政機関の規定をいう。
- (9) 「利用料金」とは、条例で定める範囲内において、甲と乙が協議のうえ、設定する、施設を利用する際に、利用者が支払う料金のことをいう。
- (10) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。

別紙2

管理物件

(1) 管理施設

名 称	所 在 地
町田市立室内プール（温浴施設を含む）	町田市図師町199番地1

※各施設の管理区域等の詳細は、業務仕様書を参照

事業報告書

本協定書第23条第2項により、次の事項が明確になるものを報告するものとする。  
なお、年度末の報告については、一か年分の報告を行うこと。

(1) 管理の実施状況に関する事項

(ア)施設管理状況報告（半年ごとに報告）

- ・ 労務管理報告
- ・ 本施設の維持管理報告
- ・ 緑地の維持管理報告
- ・ 本施設の法定・定期・臨時の保守管理業務報告
- ・ 本施設の修繕状況報告
- ・ 清掃状況報告
- ・ 衛生管理関連報告（水質検査報告、設備定期検査報告）
- ・ 事故報告（重要と思われるものは、随時）
- ・ 電気、上下水道、ガス等の光熱水費の月別使用量及び使用料金
- ・ 備品管理報告

(2) 利用状況に関する事項

(ア)施設利用状況報告

- ・ 施設利用者数（毎月報告）  
施設利用者数の報告は、以下の2種類の集計を行うこと。
  - 目的別利用者数  
一般利用のほか、教室等の事業参加者、大会等の参加者を含めた施設の総利用者数の報告。大会等の観戦者は参加者と分けて集計
  - 利用料金体系別利用者数  
大人・子ども・高齢者・障がい者に区分して集計

上記の集計にあたっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 月別に集計すること。
- ② 月別合計、年間合計については、前年度の実績と比較できること。
- ③ プール、トレーニング室、浴室、多目的室等、使用する諸室を分けて集計すること。
- ④ 施設の総利用者数を集計すること。

- ・ 施設利用率（毎月報告）
  - ① 多目的室1・2・3に分けて集計すること。
  - ② 集計の単位は、3時間で1単位とする。

③ 集計にあたっては、一般貸出のほか、スポーツ振興事業により利用、自主事業による利用、大会等の優先予約による利用に分けて集計すること。

・ 大会・専用利用報告（半年ごとの報告）

優先予約による大会開催などの専用利用があった場合報告する。

報告書には、実施日、利用時間、会場、参加者数、観戦者数、入場料の有無を記載すること。

・ スポーツ振興事業及び自主事業の報告（半年ごとの報告）

① スポーツ振興事業と自主事業に分けること。

② 実施事業ごと集計すること。

③ 月別に集計すること。

④ 参加者数は、大人・子ども・高齢者・障がい者に区分して集計すること。

(イ)事業実施状況報告（事業終了後に報告）

スポーツ振興事業及び自主事業の報告にあたっては、「(ア)施設利用状況報告」による報告のほか、以下の報告を行うこと。

① スポーツ振興事業と自主事業に分けること。

② 事業ごとに報告を行うこと。

③ 事業終了後速やかに実施した事業の振り返りを行い、参加者（保護者）からの意見や事業に関する担当者の所見や反省、今後の展開等を報告すること。  
なお、一定期間継続して行う事業の報告は、事業が終了してから報告できる。

(ウ)利用者ニーズの把握

①利用者のニーズを把握するため、施設利用者へのアンケートや懇談会等の実施と分析（年度末に報告）

②利用者のトラブル・クレームおよび対応報告（半年ごとに報告 ただし、重要と思われるものは随時）

(3) 管理に要した費用に関する事項

(ア)収入状況報告（毎月報告）

報告にあたっては、施設ごとに集計し、下記の費目ごとに集計すること。

①施設利用料金収入

②施設設備の利用料金収入

③スポーツ振興事業に係る収入

④駐車場利用料金収入

⑤自主事業に係る収入

⑥その他の収入

(イ) 経費状況（収支）報告（半年ごとの報告）

- ・ 経費状況報告は、施設ごとに、月別に収支をまとめ、施設の管理運営にかかる収支、スポーツ振興事業にかかる収支、自主事業にかかる収支を分け、また、月別収支の合計額は、前年度の実績と比較できる書式とする。
- ・ 経費状況報告の経費の区分については、業務仕様書のとおりとする。

(4) その他、甲が必要と認める事項

- ・ 甲が必要と判断したもの。

#### 別紙4

##### 指定管理者（乙）が加入する保険

指定管理者（乙）は、維持管理期間中、業務仕様書に定める保険に加入しなければならない。  
なお、業務仕様書に定めるてん補限度額は、最小限度の条件であり、指定管理者の判断に基づき、さらに、担保範囲の広い補償内容とすることを妨げないものとする。

## リスク分担表

種類	内容		負担者		
			市	指定管理者	協議
施設運営 の変更・中 断・中止	市に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者に帰責事由があるもの			○	
	第三者に帰責事由があるもの又は不可抗力によるもの				○
施設設備 の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの			○	
	経年劣化・不可抗力・第三者加害等、 指定管理者に帰責 事由がないもの	仕様書に定める金 額までのもの		○	
		仕様書に定める金 額を超えるもの	○		
市所有備 品の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの			○	
	経年劣化・不可抗力・第三者加害等、指定 管理者に帰責事由がないもの		○		
指定管理者所有備品の損傷				○	
利用者へ の損害	市に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者に帰責事由があるもの			○ <sup>*1</sup>	
法令等変更					○
消費税率の変更			○		
物価・金利の変動				○ <sup>*2</sup>	
需要変動				○ <sup>*2</sup>	

※帰責事由があるものが負担者となる場合において、市及び指定管理者の両者に帰責事由があるものは、責任割合に応じて負担する。

※1「利用者への損害」については、指定管理者に帰責事由があるもの（故意を除く）についても、全国市長会市民総合賠償保険の適用がある。

※2「物価・金利の変動」及び「需要変動」については、著しい変動が生じ、収支計画に多大な影響を与えるものについては、両者で協議することができる。